

荒尾市工事請負契約約款の一部を改正する告示 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(関連工事の調整) 第2条 略</p>	<p>(関連工事の調整) 第2条 略 <u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p>
<p>(請負代金内訳書及び工程表) 第3条 略 <u>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(請負代金内訳書及び工程表) 第3条 略 <u>2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u></p> <p>3 略</p>
	<p><u>(適正な労務費の確保等)</u> 第3条の2 <u>発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u> 2 <u>発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>3 <u>受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</u></p> <p>(2) <u>労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。</u></p> <p>4 <u>発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号の支払に関する書面</u></p> <p>(2) <u>前項第2号の支払に関する書面</u></p> <p>5 <u>受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。</u></p>
<p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 略</p> <p>2～5 略</p>
<p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 略</p>	<p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 略</p>

現 行	改 正 後
2 略	2 略 3 <u>発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第58条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第59条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u>
(請負代金額の変更方法等) 第24条 略 2 略  3 略	(請負代金額の変更方法等) 第24条 略 2 略 3 <u>発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第58条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第59条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u> 4 略
(賃料又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 第25条 略 2～8 略	(賃料又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 第25条 略 2～8 略 9 <u>発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第58条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第59条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u>
(前金払及び中間前払金) 第34条 略	(前金払及び中間前払金) 第34条 略

現 行	改 正 後
<p>2～5 略</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項、<u>第8項及び次条</u>において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から<u>第36条まで</u>において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。</p> <p>7～9 略</p>	<p>2～5 略</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条<u>及び次条</u>において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。</p> <p>7～9 略</p>
<p>（前払金の使用等）</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p>	<p>（前払金の使用等）</p> <p>第36条 受注者は、前払金（<u>中間前払金を除く。</u>）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。<u>ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</u></p> <p><u>2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</u></p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。